

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示
事項)

2024 年 4 月 1 日

さくらインターネット株式会社
株式会社 Tellus

2024年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく事後開示事項)

大阪市北区梅田一丁目12番12号
さくらインターネット株式会社
代表取締役社長 田中 邦裕

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社 Tellus
代表取締役 山崎 秀人

さくらインターネット株式会社（以下「さくらインターネット」又は「分割会社」といいます。）及び株式会社 Tellus（以下「Tellus」又は「分割承継会社」といいます。）は、2024年1月31日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、さくらインターネットが運営する衛星データプラットフォーム事業に関する権利義務を Tellus に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2024年4月1日

2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2024 年 2 月 9 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に定める略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項に定める略式吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2024 年 2 月 9 日付の官報及び同日付の同日付の電子公告により債権者に対して公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日をもって、本件吸収分割契約書の定めに従い、分割会社から、分割会社の衛星データプラットフォーム事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割による変更の登記をした日

2024 年 4 月 5 日（予定）

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上